横浜市記者発表資料



令和 2 年 10 月 27 日 鶴 見 区 総 務 課

市内初

鶴見区と区内郵便局が包括連携協定を締結しました!

鶴見区と区内郵便局で、双方が持つ資源をより幅広く活用して多種多様な地域の課題を解決していくため、包括連携に関する協定を締結しました。

1 締結式

(1) 日時

令和2年10月26日(月) 午後1時30分から2時30分まで

(2) 場所

鶴見区役所 6階会議室

(3) 当日の様子



(左から)

横浜佃野郵便局 横山 栄二 局長 鶴見区 森 健二 区長 鶴見郵便局 石渡 務 局長 鶴見市場郵便局 熊谷 尚彦 局長

(4) 締結者コメント

【鶴見郵便局長】

鶴見区内 22 箇所の郵便局によるネットワークを活用し、自助・共助の取組等を通して地域の 皆様のお役に立てることを大変うれしく思っている。

【鶴見区長】

今回、包括連携協定を締結できたことは非常に心強い。 郵便局が持つ強力なネットワークや機能と連携し、地域の活性化や区民の安心・安全の確保につなげていきたい。

2 協定の概要

- (1) 安心で安全なくらしの実現に関する事項
- (2) 地域福祉活動に関する事項
- (3) 前各号に掲げるものほか地域の防災に関する事項 ※詳細は別添協定書を参照

お問合せ先							
鶴見区総務課長	柏木 利明	Tel 045-510-1652					

横浜市鶴見区と横浜市鶴見区内郵便局との包括連携協定書

横浜市鶴見区役所(以下「甲」という。)と日本郵便株式会社横浜市鶴見区内郵便局(以下「乙」という。)は、次のとおり包括的な連携に関する協定(以下「本協定」という)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲と乙が相互の緊密な連携と協力により、双方の持つ施設・人的・物的 資源を有効活用することにより、地域の課題に適切に対応し、地域を活性化するとともに 区民生活の安心感を高めることを目的とする。

(連携事項)

- 第2条 甲及び乙は、前条に揚げる目的を達成するため、次の事項について連携し、両者 の担当部署において業務に支障のない範囲で積極的に推進するものとする。
- (1) 安全で安心なくらしの実現に関する事項
- (2) 地域福祉活動に関する事項
- (3) 前各号に揚げるもののほか地域の防災に関する事項
- 2 甲及び乙は、前号各号に揚げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うもの とし、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

(協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたいときは、その緊急性に鑑み、業務に 支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

- 第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。
- 2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議 の上、決定するものとする。

(協議)

第5条 甲及び乙は、前条各号に定める事項を効果的に実施するため、各年度の具体的な計画やその実施結果について、定期的(年1回以上)に協議を行うとともに、必要に応じて臨時協議を行うものとする。

(本協定の見直し)

第6条 協定書の有効期間は、締結日から効力を有するものとし、甲又は乙が特段の申し出がない限りその効力を有するものとする。

(守秘義務)

- 第7条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項により知り得た相手側の秘密情報を、相手方に承認を得ずに第三者に開示・漏洩してはならない。
- 2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責任を負うものとする。

(免責)

第8条 第2条の規定による協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれかにおいて も、その責任を負わないものとする。

(有効期限)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の3か月前までに、甲又は乙のいずれかも特段の申し立てがない場合は、本協定と同一条件でさらに1年間継続し、その後も同様とする。

(連絡責任者)

- 第10条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。
 - 甲 横浜市鶴見区 副区長(総務部長)
 - 乙 日本郵便株式会社 鶴見郵便局 総務部長

(その他)

第11条 本協定に定めのない事項、又は本協定に定める事項に関して疑義等が生じた場合については、甲及び乙で協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1 通を保有するものとする。

令和 2 年 10 月 26 日

乙 横浜市鶴見区鶴見中央三丁目 22 番 1 号 鶴見郵便局(代表局) 局長 石渡 務 即

- 乙 横浜市鶴見区佃野町 24 番 34 号 横浜佃野郵便局 局長 横山 栄二 卿
- 乙 横浜市鶴見区市場大和町 4 番 31 号 鶴見市場郵便局 局長 熊谷 尚彦 卿

別表

鶴見郵便局	局長	石渡	務	横浜佃野郵便局	局長	横山	栄二
横浜生麦郵便局	局長	飯塚	昇	横浜下野谷町郵便局	局長	片平	昌久
横浜元宮郵便局	局長	宮内	茂樹	鶴見市場郵便局	局長	熊谷	尚彦
横浜仲通郵便局	局長	桒原	圭	横浜大東郵便局	局長	森川	賢一
横浜岸谷郵便局	局長	稲毛	淳	横浜栄町通郵便局	局長	八代	敏行
横浜東寺尾一郵便局	局長	豊田	智寛	鶴見駅前郵便局	局長	南雲	克伯
横浜豊岡郵便局	局長	小暮	直樹	鶴見下末吉町郵便局	局長	蛭田	伸明
横浜矢向郵便局	局長	諸井	宏幸	横浜東寺尾郵便局	局長	大塚	政彦
横浜上末吉郵便局	局長	仲山	俊幸	尻手駅前郵便局	局長	木村	雅之
横浜駒岡郵便局	局長	宮川	正彦	横浜北寺尾郵便局	局長	横山	栄二
横浜北寺尾三郵便局	局長	土屋	幸夫	横浜馬場郵便局	局長	須藤	潤